

**日本国外務大臣及びセーシェル共和国副大統領兼外務大臣による
共同プレス・ステートメント
(仮訳)**

河野太郎日本国外務大臣とヴィンセント・メリトン・セーシェル共和国副大統領兼外務大臣は、2018年12月1日から7日までのメリトン副大統領兼外務大臣の訪日の機会に会談を行い、幅広い課題について議論した。

1. 温かく友好的な二国間関係の発展

1. 両大臣は、両国間の温かく友好的な関係の発展に満足の意を表明するとともに、特に、2019年1月の在セーシェル日本国兼勤駐在官事務所の新設を通じた、二国間関係の一層の強化への期待を表明した。両大臣はまた、自由、民主主義、法の支配及びグッド・ガバナンスといった普遍的な価値に基づき、二国間の及び国際場裡における協力を強化するとの希望を再確認した。
2. 両大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が国際社会の平和、安定及び繁栄の礎であり、これを維持し、強化するための協力を強化していくことに対するコミットメントを表明した。メリトン副大統領兼外務大臣は、インド太平洋地域におけるその目標に向け、日本及び他国と連携及び協力の意思を再確認した。河野大臣は、インド洋におけるセーシェルの地政学上の重要性に照らし、同国とのパートナーシップの重要性を強調した。メリトン副大統領兼外務大臣は、インド洋地域における越境犯罪に対する日本の取組を評価した。
3. 両大臣は、具体的な協力を推進するため、二国間関係、地域情勢及び国際的な課題に関する様々な共通の関心事項について協議するための定期的な意見交換を行う必要性を認識した。この観点から、両大臣は、今後そのモダリティーが決定される二国間の政策対話の枠組みを立ち上げる意図を表明した。
4. メリトン副大統領兼外務大臣は、開かれた、包摂的で、透明性の高いフォーラムであるアフリカ開発会議（T I C A D）プロセスを通じたアフリカの開発における日本の重要な役割及び貢献に謝意を表明した。河野大臣は、セーシェルによるT I C A Dプロセスにおける積極的な関与に謝意を表明した。両大臣は、2019年のT I C A D 7の成功を確かなものとするためのコミットメントを再確認した。メリトン副大統領兼外務大臣は、T I C A D 7へのダニー・フォール大統領の参加を確約した。

II. 二国間協力のためのパートナーシップ

5. メリトン副大統領兼外務大臣は、本件9月に完工した日本による無償資金協力「第二次マヘ島零細漁業施設整備計画」に謝意を表明し、これまでの水産、海賊対策、気候変動及び防災分野における日本からの支援に対する謝意を表明した。河野大臣は、セーシェルが小島嶼開発途上国として、その特有の脆弱性という観点から持続可能な発展の実現における目標の達成に向けて引き続き課題を抱えていることを認識した。両大臣は、透明性及び被援助国の財政健全性並びに開放性及びライフサイクル・コストから見た経済性といった国際的な基準に従ってインフラの整備を行うことの重要性を強調した。
6. 両大臣は、漁業分野を始めとする日本の民間セクターのセーシェル進出を促進するため、良好な投資環境及びビジネス・投資機会に関する戦略的な情報発信の重要性を強調した。両大臣は、水産、海洋安全保障、気候変動及び防災分野での継続した協力の重要性を認識した。
7. 両大臣は、海洋経済の極めて大きな可能性及びブルー・エコノミーに関連する支援を継続する重要性を認識した。
8. メリトン副大統領兼外務大臣は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の研修を通じた海賊、海上犯罪及び薬物問題の対処能力の強化に対する日本の支援に謝意を表明した。メリトン副大統領兼外務大臣はまた、日本の自衛隊によるソマリア沖及びアデン湾における海賊対処行動に対する謝意及び継続的な支持を表明した。
9. 両大臣は、国造り及び経済発展の礎としての教育と職業訓練の重要な役割について見解を共有した。メリトン副大統領兼外務大臣は、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）、JICAによる課題別研修、外交官・公務員日本語研修等を通じた日本の人材育成支援に対して満足の意を表明した。

III. グローバルな平和と繁栄のためのパートナーシップ

10. メリトン副大統領兼外務大臣は、平和国家としての日本の戦後の国際社会に対する貢献を評価していることを改めて確認するとともに、日本の国際協調主義に基づく「積極的平和主義に対するセーシェルの支持を表明した。
11. 両大臣は、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されたものを含む普遍的に認められた国際法の諸原則にのっとり、法の支配に基づく、自由で開かれた海洋秩序を維持することに対するコミットメントを再確認した。両大臣は、航行及び上空飛行の自由、阻害されない貿易、自制及び法的並びに外交的プロセスの完全な尊重を通じ

たものを含む国際法に基づく紛争の平和的解決の重要性を強調した。

12. 両大臣は、国連安全保障理事会をより正統性があり、実効的で、代表性が高い、21世紀の国際社会の現実を反映したものにするため、常任・非常任議席の双方の拡大を含む国連安保理改革の包括的な改革の重要性を再確認した。両大臣はまた、改革の実現に向け、政府間交渉における作業に引き続き建設的に取り組む決意を表明した。さらに両大臣は、日本とアフリカがこの事項について対話を継続することの重要性を確認した。
13. 両大臣は、関連する国連安保理決議に従い、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄という国際社会の目標に対するコミットメントを再確認した。両外相は、北朝鮮に対して、前述の目標に向かって具体的な措置を講じることを求めた。両外相は、国連憲章の下での義務に従って、関連する国連安保理決議を完全に履行することに対するコミットメントを再確認した。両外相は、拉致問題を即時に解決することの重要性を強調した。
14. 両大臣は、人間の安全保障の概念に基づき、アフリカ連合アジェンダ2063並びに持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDGs）を実現するために、不拡散、テロ及び暴力的過激主義対策、気候変動、防災、ジェンダー平等、人権といった幅広い地球規模の課題に対処するための協力を強化するとの意図を共有した。
15. 両大臣は、様々な多数国間の枠組みにおける日本とセーシェルの緊密な協力を強化する意図を再確認した。
16. 最後に、メリトン副大統領兼外務大臣は、河野大臣及び日本国政府に対し、同副大統領兼外務大臣一行に対する今次訪問中の温かい歓迎とおもてなしに謝意を表明した。

東京、2018年12月5日